石巻市止水板等設置事業費補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、浸水被害の軽減を図るため、市内の住宅、店舗、事務所等に止水板等を設置する者に対し、予算の範囲内で石巻市止水板等設置事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、石巻市補助金等に関する規則（平成１７年石巻市規則第４７号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（補助対象者）

第２条　補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

　(1)　市内の建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第２条第１号に規定する建築物（販売を目的としたもの及び仮設のものを除き、当該建築物に附属する駐車場を含む。以下「建築物等」という。）の所有者（借地又は借家の場合にあっては、当該所有者から止水板等の設置について同意を得た者に限る。）

　(2)　市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税並びに下水道事業受益者負担金及び分担金（以下「市税等」という。）を滞納していない者

　(3)　石巻市暴力団排除条例（平成２４年石巻市条例第４２号）第２条第２号に規定する暴力団等との関係を有していない者

　（補助対象事業）

第３条　補助金の交付の対象となる事業は、建築物等に止水板等（屋外から建築物等に雨水が浸水することを阻むため、建築物等の出入口、開口部等に非常時に設置される板等（浸水に耐える丈夫な材質で、取外し又は移動が可能なものに限る。）であって、市長が認めるものをいう。以下同じ。）を設置する工事及びこれと一体として行う工事（内外壁の止水工事、土間コンクリート打設工事、浸水警報装置設置工事等）並びに当該建築物に設置する止水板等の購入に係る事業（以下「補助対象事業」という。）とする。

　（補助金の額）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の補助対象事業に要する経費とする。

２　補助金の額は、補助対象経費の２分の１以内の額とし、５０万円を限度とする。ただし、千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

３　補助金の交付は、一つの建築物等につき１回を限度とする。

　（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の着手前に、石巻市止水板等設置事業費補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

　(1)　設置場所の案内図

　(2)　工事等の見積書

　(3)　設置場所に係る平面図、構造図

　(4)　所有者の同意書

　(5)　市税等に滞納がないことを証する書類（次号の書類において市税納付状況の確認に同意しない者に限る。）

　(6)　誓約書及び同意書（様式第２号）

　(7)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　代理人が申請者に代わって前項の申請をするときは、同項各号に規定する書類のほか委任状（様式第３号）を添付しなければならない。

　（補助金の交付決定等）

第６条　市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、石巻市止水板等設置事業費補助金交付決定通知書（様式第４号）により、申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の交付の決定に際し、補助金の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

３　市長は、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、石巻市止水板等設置事業費補助金不交付決定通知書（様式第５号）により、申請者に通知するものとする。

　（申請内容の変更等）

第７条　前条の交付決定通知書を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）が補助金の交付決定後、第５条の規定による申請内容を変更し、又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、石巻市止水板等設置事業費補助金変更承認申請書（様式第６号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、石巻市止水板等設置事業費補助金変更承認通知書（様式第７号）により通知するものとする。

　（工事状況の現場確認）

第８条　市長は、補助対象事業を適正に執行するため、止水板等の設置工事の状況を施工の現場において、確認することができる。

　（実績報告）

第９条　交付決定者は、補助対象事業が完了した日から１月以内又は完了した日の属する年度の３月１０日のいずれか早い日までに、石巻市止水板等設置事業費補助金実績報告書（様式第８号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

　(1)　工事等にかかる竣工図（平面図、構造図）

　(2)　工事写真

　(3)　支払いを証明する書類

　(4)　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

　（補助金の額の確定）

第１０条　市長は、前条の規定により提出された報告書の内容を審査し、当該報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、石巻市止水板等設置事業費補助金確定通知書（様式第９号）により、速やかに交付決定者に通知する。

　（補助金の請求等）

第１１条　前条の通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、石巻市止水板等設置事業費補助金請求書（様式第１０号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

　（補助金の交付決定の取消し等）

第１２条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部又は一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金の返還を命ずることができる。

　(1)　偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

　(2)　補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

　(3)　前２号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は返還を命ずるときは、石巻市止水板等設置事業費補助金取消・返還通知書（様式第１１号）により、交付決定者に通知するものとする。

　（止水板等の管理）

第１３条　交付決定者は、補助対象事業が完了後、当該止水板等を良好に維持管理しなければならない。

　（その他）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

　　　附　則

　この告示は、令和３年７月１日から施行する。